

## 告示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒井敦司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
羽生市小松台一丁目六〇三番二七地先から 同市大字桑崎三九三番四地先まで	羽生市大字桑崎三九二番一地先から 同市大字桑崎三九三番四地先まで	区 間
二〇・八三ゝ 二九・八六	二〇・八三ゝ 二〇・八三	敷地の幅員 (メートル)
三二・三一・二八	二九・四〇	延 長 (メートル)
		備 考